

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和元年度当初予算の第3次協議及び令和元年度補正予算案の協議について

施設規模	補助者	補助対象施設	非常用自家発電設備整備	給水設備整備
			認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
			補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4
			補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 (ただし、燃料タンクを除く)
定員規模3 大員規模0 施設人設以 等上の の	都道府県 (指定都市・ 中核市 を含む)	① 特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○ (特養に限る)
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	—	○
		③ 介護老人保健施設	—	○
		④ 介護医療院	—	○
		⑤ 養護老人ホーム	—	○
		⑥ 有料老人ホーム	—	—
		⑦ 通所介護事業所（※3）	—	—
		⑧ ⑨以外の老人短期入所施設	—	—
		⑩ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—
		⑪ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—
		⑫ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—
		⑬ 在宅複合型施設（※2）	—	—
地域密着員規 型2 ・9 小人規 模以下 施設等	市区町村 (指定都市・ 中核市 を含む)	① 地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	○ (1,540万円) (特養に限る)	—
		② 小規模ケアハウス	○ (1,540万円)	—
		③ 都市型軽費老人ホーム	○ (773万円)	—
		④ 小規模介護老人保健施設	○ (1,540万円)	—
		⑤ 小規模介護医療院	○ (1,540万円)	—
		⑥ 小規模養護老人ホーム	○ (773万円)	—
		⑦ 小規模有料老人ホーム	—	—
		⑧ 地域密着型通所介護事業所（※3）	—	—
		⑨ 認知症対応型通所介護事業所	○ (773万円)	—
		⑩ ⑪以外の小規模者老人短期入所施設	—	—
		⑫ 認知症高齢者グループホーム	○ (773万円)	—
		⑬ 小規模多機能型居宅介護事業所	○ (773万円)	—
		⑭ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○ (773万円)	—
		⑮ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○ (773万円)	—
		⑯ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—
		⑰ 介護予防拠点	○ (773万円)	—
		⑱ 地域包括支援センター	○ (773万円)	—
		⑲ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○ (773万円)	—
		⑳ 緊急ショートステイ	○ (773万円)	—
		㉑ 施設内保育施設	○ (773万円)	—

※2 定員規模に該当しない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

		非常用自家発電設備整備		給水設備整備						
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業						
		補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4						
		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：経事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）						
補助対象事業		○利用者の安全確保の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）		○非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む）（緊急災害用の自家発電設備の整備）						
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		第2の2のイ		第3の2のイ						
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）		5 (1)		5 (2)						
対象経費		先進的事業整備計画に基づく事業の整備（施設の整備と一緒に整備されるものであって、地方厚生（支）長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監査料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び当該設備の自家発電設備の設置に必要な品目購入費（器具設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい。その額は、工事費又は工事請負費の2、6%に相当する額を基準とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象となる費用をさし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分合金及び過当と認められる購入費等を含む。								
留意事項	共通	<p>ア 同一箇所について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積り等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めるること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか受けない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれをそのままの割合で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄）等を行う場合、『厚生労働省令一般会計補助金等による財産処分について』（平成20年1月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに適応のうご留意願いたい。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請ができるものとする。</p> <p>オ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るために既存・減災に関する国土強靭化基本法（平成25年1月1日法律第5号）第13条に定める国土強靭化地域計画に記載のある事業は、「先進的事業整備計画書（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の国土強靭化地域計画への記載欄に「有」の記載をすること（ドップタグリストの選択）。</p>								
	各事業分	<p>ア 非常用自家発電設備及び給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面に留意すること。</p> <p>イ 上記共通の工の例外として、施設の老朽化に伴う大規模修繕に限らず、先行して非常用自家発電設備整備を行なううにするため、1箇所につき2回に分けての補助を可能とする。次回以降の協議の際、過去に補助を受けているときは、当該補助額を引いた額を補助上限額とする。 <small>（例：地域定着化扶持費受取事業者が大規模修繕の補助申請をする場合は、補助上限額1,540万円 - 500万円 = 1,040万円）</small></p>								
補助対象外		<p>ア 計画の不適又は工事施工の地盤に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 煙突等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>		<p>ア 計画の不備又は工事施工の地盤に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 煙突等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>						
基準単価		<p>次のとおりの手順を基本基準とする。</p> <p>ア 公的機関（保健的医療又は市民向けの認証課題）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積</p>								
提出が必要な添付資料		<p>下記の書類を添付すること。</p> <p>ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（保健的医療又は市民向けの認証課題）の認証課題の見積もじ）＊公的機関の見積の提出が難しい場合は、工事請負業者等の見積を複数提出すること。</p>								
補助（協議）の流れ		<p>協議の流れ</p> <pre> graph TD     A[厚生労働省] -- ① --&gt; B[地方厚生（支）局]     B -- ② --&gt; C[都道府県]     C -- ③ --&gt; D[市町村]     D -- ④ --&gt; E[定員29人以下の小規模施設等]     D -- ⑤ --&gt; F[定員30人以上の大規模施設等]     E -- ⑥ --&gt; G[協議通知（厚生局宛）]     F -- ⑥ --&gt; H[協議通知（都道府県・中核市）]     G -- ⑦ --&gt; I[協議申請（交付自治体宛）]     H -- ⑦ --&gt; J[協議申請（どまつめ都道府県宛）]     I -- ⑧ --&gt; K[協議通知（市町村のみ）]     J -- ⑧ --&gt; L[協議申請（所管地方厚生（支）局宛）]     K -- ⑨ --&gt; M[協議通知（厚生労働省宛）]     L -- ⑨ --&gt; N[協議申請の送付（厚生労働省宛）]   </pre>			<p>広域型（定員30人以上）施設に関する流れ 地域密着型サービス等（定員29人以下）の施設に関する流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協議通知（厚生局宛）</li> <li>○ 協議通知（都道府県・中核市宛）</li> <li>○ 協議申請（どまつめ都道府県宛）…市町村のみ</li> <li>○ 協議通知（市町村のみ）</li> <li>○ 協議申請（所管地方厚生（支）局宛）</li> <li>○ 協議通知の送付（厚生労働省宛）</li> </ul> <p>・ 以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、市町村へ対して行う。（内示書類の配布については、都道府県より管内市町村への配布を依頼予定）</p> <p>・ 交付申請以降の手続きについては、事務委託されているため、各地方厚生（支）局と自治体間で行う。</p>					